

令和 8 年度西之表市多世代交流施設基本設計業務委託特記仕様書

I. 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成 20 年 3 月 31 日付国営第 176 号(最終改定 令和 6 年 3 月 26 日付国営整 213 号))による。

1. 基本設計業務

以下の業務について西之表市（以下、「本市」という。）と受託者の協議のうえで進めていくものとする。

- ①建築（意匠）基本設計に関する業務
- ②建築（構造）基本設計に関する業務
- ③電気設備基本設計に関する業務
- ④機械設備基本設計に関する業務
- ⑤外構基本設計に関する業務
- ⑥その他基本設計に必要な業務

2. 基本設計業務の内容

①設計条件等の整理

- ・条件整理

耐震性能や設備機能の水準など本市から提示される様々な要求、その他の諸条件を設計条件として整理する。

- ・設計条件の変更等の場合の協議

本市から提示される要求の内容が不明確もしくは不適切な場合又は、内容に相互矛盾がある場合又は、整理した設計条件に変更がある場合においては、本市に説明を求め又は本市と協議する。

②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

- ・法令上の諸条件の調査

基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。

- ・建築確認申請に係る関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。

- ・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況調査及び関係機関との打合せ

基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。

③基本設計方針の策定

・総合検討

設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制、業務工程等を立案する。

・敷地の前提条件の整理

法規制、敷地面積、形状、接道条件等の前提条件を整理する。

・施設の整備方針及び必要性、機能の検討

整備方針及び機能の検討については、「西之表市多世代交流施設整備基本構想・基本計画」（令和7年3月策定）及び「令和8年度西之表市多世代交流施設基本設計業務委託仕様書」を参照し、その整備方針及び必要機能を検討、整理する。

④各計画案の作成

・高さ、外観等の景観面の検討及び日影規制、騒音、電波障害等の環境面の検討を踏まえ、建設敷地における施設、駐車場等の配置計画を作成する。

・条件整理、機能検討等を踏まえ、階構成、ゾーニング等を計画し、各階計画を作成する。

・各計画については、複数案を用意し、基本設計方針策定の経緯を明確にする。

⑤基本設計方針の策定及び本市への説明

・総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、本市に対して説明する。

⑥基本設計図書の作成

・基本設計方針に基づき、本市との協議のうえ、基本設計図書を作成する。

⑦概算工事費等の検討

・基本設計の中間地点及び基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。）を作成する。また、基本設計内容に基づき、施設の運用時に想定されるランニングコストについても、過去の同種及び類似施設等の実績や統計資料等から検討を行う。

⑧基本設計内容の委託者への説明等

・基本設計を行っている間、本市に対して作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について本市の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を本市に提出し、本市に対して設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

3. 本業務に含まれるその他の業務

①事前調査（電波障害調査、地盤調査、測量、その他）業務

※地盤調査は、敷地内における地盤の強さや地層がわかる調査とする（サウンディング試験程度）

②積算（建築、電気設備、機械設備、外構工事、その他）に関する業務

③透視図（鳥瞰・外観・内観）作成、模型製作等に関する業務

④概略工事工程表の作成業務

⑤市民ワークショップ、各種会議及び説明会等への参加並びに必要な資料作成業務

- ⑥打合せ及び記録簿の作成業務
- ⑦基本設計業務に伴う各種申請手続き等の業務
- ⑧交付金等に関する申請・報告等に必要となる各種資料の作成補助業務
- ⑨その他、業務を実施する上で必要な関連業務

4. 遵守すべき適用基準及び法令等

(1) 適用基準

本業務の実施にあたっては、国土交通省が制定する次に掲げる技術基準等の最新版を参照し遵守すること。本仕様書に記載されていない事項があるときは、本市と受注者で協議して決定する。

【共通】

- ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準

※温熱性能についての基準はこの限りでない。

【建築積算】

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準等資料

【建築】

- ・ 建築設計基準
- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築工事設計図書作成基準

【設備】

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準

【建築積算】

- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

【設備積算】

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

【土木】

- ・ 土木工事共通仕様書
- ・ 土木工事施工管理基準
- ・ 土木請負工事必携
- ・ コンクリート標準示方書
- ・ 建築副産物適正処理推進要綱
- ・ 土木工事安全施工技術指針
- ・ その他関係要綱、指針、示方書等

(2) 法令等

本業務の実施にあたっては、次の関係法令及び関連施行令・施行規則等の最新版を遵守すること。

【法令等】

- ・ 地方自治法
- ・ 建築基準法

- ・都市計画法
- ・消防法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
- ・社会教育法
- ・図書館法
- ・文化財保護法
- ・駐車場法
- ・屋外広告物法
- ・電気事業法
- ・水道法
- ・下水道法
- ・水質汚濁防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・大気汚染防止法
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管理法)
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・警備業法
- ・労働安全衛生法
- ・食品衛生法
- ・災害対策基本法
- ・各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ・その他関連法令

【条例等】

- ・鹿児島県建築基準法施行条例
- ・鹿児島県建築基準法施行細則
- ・鹿児島県福祉のまちづくり条例
- ・鹿児島県景観条例
- ・鹿児島県屋外広告物条例
- ・西之表市立図書館の設置及び管理に関する条例

- ・西之表市立図書館管理運営規則
- ・西之表市放課後児童健全育成事業実施要綱
- ・西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・西之表市子育て支援拠点施設の設置及び管理に関する条例
- ・西之表市教育支援センターの設置及び運営に関する要綱
- ・西之表市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例
- ・西之表市勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例施行規則

II. 成果物

基本設計

設計の種類		成果図書
総合		○建築(意匠)基本設計図書(各計画書を説明する基本方針及び基本コンセプトを含む) ①計画説明書 ②設計概要書 ③仕上概要表 ④面積表及び求積図 ⑤敷地案内図 ⑥配置図 ⑦平面図(各階) ⑧断面図 ⑨立面図(各面)
構造		○構造基本設計図書 ①構造計画説明書(上部構造計画、基礎構造計画) ②構造設計概要書
設備	電気設備	○電気設備基本設計図書 ①電気設備計画説明書 ②電気設備設計概要書

	給排水衛生設備	○給排水衛生設備設計図書 ①給排水衛生設備計画説明書 (便器等衛生器具数算定を含む) ②給排水衛生設備設計概要書
	空調換気設備	○空調換気設備基本設計図書 ①空調換気設備計画説明書(熱負荷計算書を含む) ②空調換気設備設計概要書
	昇降機等	○昇降機等基本設計図書 ①昇降機等計画説明書 ②昇降機等設計概要書
外構		○外構基本設計図書 ①外構計画説明書 ②外構設計概要書
その他		①事前調査結果報告書 ②透視図 ③各種技術資料 ④各記録書 ⑤概略工事工程表 ⑥工事費概算書(ランニングコスト試算表を含む) ⑦その他監督員が必要と認めるもの

(注)

1 建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

「構造」「設備」「外構」の成果図書は、「総合」の成果図書に含めることができる。

2 「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。

3 「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

4 電子データ等の提出については、「官庁営繕事業に係る電子納品ガイドライン」及び「建築設計業務等電子納品要領」による。

III. その他

本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び明記していない事項について、業務遂行上必要と認められるものについては、本市と協議の上、決定するものとする。